

令和 7 年度寒河江市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施
要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、定額減税補足給付金（不足額給付）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 寒河江市定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「定額減税補足給付金（不足額給付分）」という。）は、調整給付金（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、寒河江市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第 3 条 定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和 7 年 1 月 1 日時点で市に住所を有する者（市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）上の非居住者並びに令和 6 年分所得税に係る合計所得金額及び令和 6 年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が 1, 8 0 5 万円を超える者を除く。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3 万円に、その者の令和 6 年 1 2 月 3 1 日時点の同一生計配偶者又は扶

養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和 6 年分所得税額（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 3 の 3 第 1 項の規定がないものとした場合における令和 6 年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額
イ 1 万円に、その者の令和 5 年 1 2 月 3 1 日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和 6 年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等した者にあつては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金（当初給付分）給付対象外であつた場合、0 とする。）

(2) 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が 0 であり、令和 6 年分所得税に係る合計所得金額及び令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が 4 8 万円を超える者

(3) 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が 0 であり、地方税法第 3 2 条第 3 項及び第 3 1 3 条第 3 項の規定による青色事業専従者又は同法第 3 2 条第 4 項及び第 3 1 3 条第 4 項の規定による事業専従者である者

(4) 前 3 号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和 5 年 1 1 月 2 9 日付け府地創第 3 2 7 号）に規定する地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合に該当する者

2 前項第 1 号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等か

ら把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

4 第1項第2号及び第3号においては、次に該当する者を除く。

(1) 令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が0でない者

(2) 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）

(3) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員（支給額）

第4条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する定額減税補足給付金（不足額給付分）の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、それぞれ0とし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で市に住所を有する者（市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを0とする。

2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する定額減税補足給付金（不足額給付分）の金額は、4万円とするものとする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で市に住所を有

する者（市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3万円とする。

- 3 前条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する定額減税補足給付金（不足額給付分）の金額は、4万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金（当初給付分）の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される定額減税補足給付金（不足額給付分）の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額とする。

- 4 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、定額減税補足給付金（不足額給付分）の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年6月2日とする。

- 5 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等については、同項に定める定額減税補足給付金（不足額給付分）の金額に反映しないものとする。

（受給権者）

第5条 定額減税補足給付金（不足額給付分）の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

（支給の方式）

第6条 第3条第1項第1号に規定する者は、定額減税補足給付金（不足額給付分）支給確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）を提出するものとする。ただし、令和7年1月1日時点で市に住所を有する者（市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）で、令和6年1月2日以降に市に転入したもののうち、市が調整給付金（当初給付分）の支給

状況等を確認できないものについては、定額減税補足給付金（不足額給付分）申請書（不足額給付Ⅰ）（様式第２号）を提出するものとし、市は、当該者から申請書の提出があったときは申請内容を確認し、定額減税補足給付金（不足額給付分）を支給するときは定額減税補足給付金（不足額給付分）支給のお知らせ（様式第３号）を送付するものとする。

- 2 第３条第１項第２号又は第３号に規定する者は、定額減税補足給付金（不足額給付分）申請書（不足額給付Ⅱ）（様式第４号）を提出するものとする。
- 3 第３条第１項第４号に規定する者は、定額減税補足給付金（不足額給付分）確認書（不足額給付Ⅱ）（様式第４号の２）を提出するものとする。
- 4 前３項の規定による確認書及び申請書（以下「確認書等」という。）の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第３号及び第４号に掲げる方式は、確認書等の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第１号又は第２号による支給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 郵送方式 提出者が確認書等を郵送により市に提出し、市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口方式 提出者が確認書等を市の窓口に出し、市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 窓口現金受領方式 提出者が確認書等を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
 - (4) 現金書留送付方式 提出者が確認書等を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が現金書留等により現金を送付する方式
- 5 提出者は、確認書等の提出に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。
- 6 市は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から申出があったとき

は、当該申出による送付先に確認書を送付するものとする。

第6条の2 定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給を受けようとする者で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを所持しているものは、前条の規定にかかわらず、個人番号カードにより申請者本人であることを証した上で、国が整備するシステムを通じて市に電子申請し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込むオンライン申請方式により行うことができる。ただし、令和7年1月1日時点で市に住所を有する者（市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）で、令和6年1月2日以降に市に転入したもののうち、市が調整給付金（当初給付分）の支給状況等を確認できないものを除く。

第6条の3 市は、前2条の規定にかかわらず、調整給付金（当初給付分）を支給した者であって、第3条第1項第1号に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、定額減税補足給付金（不足額給付分）支給のお知らせ（様式第5号）により定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給の申込みを行うことができる。

2 前項に規定する支給対象者は、支給の申込みを受けた際、定額減税補足給付金（不足額給付分）受給辞退の届出書（様式第6号）による受給の辞退又は定額減税補足給付金（不足額給付分）支給口座登録等の届出書（様式第7号。以下「届出書」という。）による登録口座の変更を申し出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の規定による申出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、定額減税補足給付金（不足額給付分）を支給することができる。

（代理による確認書等の提出・受給）

第7条 支給対象者に代わり、代理人として第6条の規定による確認書等及び届

出書の提出及び定額減税補足給付金（不足額給付分）の受給を行うことができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書等及び届出書の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するものとする。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書等の提出の期限）

第8条 確認書等の提出期限は、令和7年10月31日とする。

（支給の決定）

第9条 市長は、第6条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し定額減税補足給付金（不足額給付分）を支給する。

（定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給等に関する周知等）

第10条 市長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条に規定する提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合は、

支給対象者が定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対しては、支給を行った定額減税補足給付金（不足額給付分）の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

郵便番号

現住所

氏名

様

総 号 外

令和 年 月 日

バーコード

寒河江市長

定額減税補足給付金（不足額給付分）（※） 支給確認書

※ 定額減税補足給付金（不足額給付分）とは、令和 6 年に支給した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和 5 年所得等を基にした推計額（令和 6 年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和 6 年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和 6 年分の推計所得税額又は令和 6 年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として 1 万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和 6 年の所得税（実績額等）及び令和 6 年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、**令和 7 年 1 0 月 3 1 日までに、この確認書と本人確認書類等を返送してください。**

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

※オンライン申請を行う場合には、本確認書の返送は不要です。

（１）定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和 7 年の所要額	令和 6 年分 所得税分の 控除不足額 (①) 円	+	令和 6 年度分 住民税所得割分の 控除不足額 (②) 円	=	控除不足額計 (③) (① + ②) 円
	注) 「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。				↓ 令和 7 年の所要額 (④) (上記③を 1 万円単位に切上げ) 万円
支給額	令和 7 年の 所要額 (④) 万円	-	調整給付金 (当初給付分) 支給額 (令和 6 年) 万円	=	定額減税補足給付金 (不足額給付分) 支給額 万円
	注) 調整給付金 (当初給付分) の受給辞退があった 場合等は、「支給所要額」を記載しています。				

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書 など）の写し（コピー）を添えて返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄（□）にレを入れてください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

上記記載内容に異議ありません。

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

氏名		確認日	令和		年		月		日	連絡先電話番号	
----	--	-----	----	--	---	--	---	--	---	---------	--

裏面も必ずご確認ください

(2) 給付金の振込先口座の登録

以下に記入の上、通帳等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

金融機関名		支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
			1普通 2当座	※右詰めでお書き下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
金融機関番号		店番号			
		1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連			

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
	(6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	※右詰めでご記入下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0 ※		

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、寒河江市不足額給付コールセンター（0237-84-6131）までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 ー 電話

上記の者を代理人と認め、定額減税補足給付金(不足額給付分)の	署名
確認・請求 受給 確認・請求及び受給	本人氏名
を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	

提出書類

- (1) 『定額減税補足給付金(不足額給付分) 支給確認書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。
① 氏名、確認日、連絡先電話番号(一枚目表面)
② 振込先口座(上記(2)の欄)
- (2) 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 確認者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- (3) 『振込先口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- (4) 『源泉徴収票や確定申告書などの写し(コピー)』
※ 表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な数値がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人） 確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる
通帳やキャッシュカードの写し）

給付支援 サービスの 利用

右の二次元コードよりスマートフォンからマイナンバーカードにてマイナポータルにアクセスし、申請することができます。申請から給付までの期間が郵送申請よりも短縮されますので、ぜひご利用ください。



その場合、給付金振込口座は公金受取口座になります。未登録の場合は公金受取口座登録後に申請をお願いします。また、給付のお知らせや給付日についても登録している電子メールアドレスに送付します。

不足額給付Ⅰ

定額減税補足給付金（不足額給付分）^{（※）} 申請書

※ 定額減税補足給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村
（令和7年度個人住民税の課税市区町村）

寒河江
市長様



※本様式は、定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
様式第1号（支給確認書）が届いた場合は、本様式を使用せず、支給確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、寒河江市において支給要件に該当するか確認し、該当すると認められるときは、記入いただいた現住所に様式第3号（支給のお知らせ）を送付します。

【本様式での申請が必要な方】

●令和6年中に他の市区町村や海外から本市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。

・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方（例：令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方）

・令和6年中に扶養親族が増えた方（例：お子さまが出生された方）

など

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、裏面下部に署名してください。

① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い市において算定した支給額が支給されます。市における算定の結果、0円となった場合には定額減税補足給付金（不足額給付分）は支給されません。

【支給要件】

I + II（合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）－ III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額：3万円×減税対象人数^{※1} － 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人＋令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

II 個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数^{※2} － 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人＋令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）

III 調整給付金（当初給付分）の額

② 定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

1. 申請者

（フリガナ）	性別	生年月日	現住所
氏名			
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話（ ）

【代理申請を行う場合】

代理人	（フリガナ）	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話（ ）	署名
上記の者を代理人と認め、定額減税補足給付金（不足額給付分）申請書の提出を委任します。				本人氏名	

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金 融 機 関 名		支 店 名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1 普通		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
		支店コード	2 当座		
金融機関コード					

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1 ※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、寒河江市不足額給付コールセンター(電話0237-84-6131)までお問い合わせください。

提出書類

- (1) 『定額減税補足給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。
① 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
② 振込口座(裏面上部)
③ 署名(裏面下部)
- (2) 『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書 など』
※ 令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。
↓
受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、
令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。
『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』
- (3) 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- (4) 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※提出書類の不備はありませんか。
(提出書類の不備がある場合、支給できません。)

表面の誓約・同意事項について、確認・同意します。また、本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人） 確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる
通帳やキャッシュカードの写し）

0 2 3 7 - 8 4 - 6 1 3 1

不足額給付Ⅱ

定額減税補足給付金（不足額給付分）^{（※）} 申請書

※ 定額減税補足給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村
（令和7年度個人住民税の課税市区町村）

寒河江

市長様



※本様式は、定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
様式第1号（支給確認書）が届いた場合は、本様式を使用せず、支給確認書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯（又は均等割のみ世帯）向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、裏面下部に署名してください。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として**4万円^{（※）}**が支給されます。市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には定額減税補足給付金（不足額給付分）は支給されません。この要件に該当するか、又は支給対象となることについて市町村に事前に確認しています。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

- 以下のいずれかの条件を満たすこと
- ・ 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。
 - ・ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。

- ② 定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

（フリガナ）	性別	生年月日	現住所
氏名			
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	（フリガナ）	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、定額減税補足給付金（不足額給付分）申請書の提出を委任します。					署名 本人氏名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

以下に記入の上、通帳等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

金 融 機 関 名		支 店 名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1 普通		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
		支店コード	2 当座		
金融機関コード					

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1 ※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、寒河江市不足額給付コールセンター(電話0237-84-6131)までお問い合わせください。

提出書類

- (1) 『定額減税補足給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。
① 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
② 振込口座(裏面上部)
③ 署名(裏面下部)
- (2) 『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の納税通知書または課税証明書の写し(コピー)』
※ 令和6年に本市に転入した方のみご用意ください。
※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- (3) 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- (4) 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- (5) その他市長が必要と認める書類
※ その他の書類の提出を求められている場合のみ

※提出書類の不備はありませんか。
(提出書類の不備がある場合、支給できません。)

表面の誓約・同意事項について、確認・同意します。また、本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人） 確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる
通帳やキャッシュカードの写し）

郵便番号

現住所

氏名

様

不足額給付Ⅱ

総 号 外
令和 年 月 日

寒河江市長

定額減税補足給付金（不足額給付分）（※）確認書

※ 定額減税補足給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年分の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、**令和7年10月31日までに、この確認書と本人確認書類等を返送してください。**

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

※オンライン申請を行う場合には、本確認書の返送は不要です。

【この確認書で給付対象としている方】

- ①令和5年所得において、扶養親族として令和6年度分個人住民税の定額減税の対象になったものの、令和6年所得において合計所得金額が48万円を超える方又は青色事業専従者等（税制度上「扶養親族」から外れてしまう方。以下同じ。）であったため、扶養親族として令和6年分所得税の定額減税の対象から外れてしまった方
- ②令和5年所得において、合計所得金額が48万円を超える方又は青色事業専従者等であったため、扶養親族として令和6年度分個人住民税の定額減税の対象から外れてしまったものの、令和6年所得において合計所得金額が48万円以下であったため、扶養親族として令和6年分所得税の定額減税の対象になった方
- ③令和5年所得において、合計所得金額が48万円を超える方又は青色事業専従者等で、本人として調整給付金（当初給付分）の給付対象者であり、令和6年所得においても、引き続き、合計所得金額が48万円を超える方又は青色事業専従者等であるものの、本人としても扶養親族としても令和6年分所得税の定額減税の対象から外れてしまった方

（1）定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額（①） 円	+	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額（②） 円	=	控除不足額計（③） （①+②） 円
					↓ 令和7年の所要額（④） （上記③を1万円単位に切上げ） 万円
支給額	令和7年の 所要額（④） 万円	-	調整給付金（当初給付分） 支給額（令和6年） 万円	=	定額減税補足給付金（不足額給付分） 支給額 万円
	注）扶養する者が受けた扶養親族分を含みます。				

※上記の返送期限までに返信がない場合は、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

上記記載内容に異議ありません。

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

確認者 氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
-----------	--	-----	----	---	---	---	---------	--

裏面も必ずご確認ください

(2) 給付金の振込先口座の登録

以下に記入の上、通帳等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

金融機関名		支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号		店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0 ※		

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、寒河江市不足額給付コールセンター（0237-84-6131）までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 ー 電話

上記の者を代理人と認め、定額減税補足給付金(不足額給付分)の
(確認・請求
受給
確認・請求及び受給) を委任します。
←法定代理の場合は、
委任方法の選択は不要です。

本人氏名

署名

提出書類

- (1) 『定額減税補足給付金(不足額給付分) 確認書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。
① 確認者氏名、確認日、連絡先電話番号(表面下部)
② 振込先口座(上記(2)の欄)
- (2) 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)を2枚目の本人確認書類等貼付
用紙に添付してください。
- (3) 『振込先口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、金融機関名・口座番号・口座名義人を確認
できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- (4) その他市長が必要と認める書類
※ その他の書類の提出を求められている場合のみ

※ 提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人） 確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる
通帳やキャッシュカードの写し）

給付支援 サービスの 利用

右の二次元コードよりスマートフォンからマイナンバーカードにてマイナポータルにアクセスし、申請することができます。申請から給付までの期間が郵送申請よりも短縮されますので、ぜひご利用ください。



その場合、給付金振込口座は公金受取口座になります。未登録の場合は公金受取口座登録後に申請をお願いします。また、給付のお知らせや給付日についても登録している電子メールアドレスに送付します。

郵便番号
現住所

総 号 外
令和 年 月 日
バーコード

氏名 様

寒河江市長

定額減税補足給付金（不足額給付分）（※）支給のお知らせ

※ 定額減税補足給付金（不足額給付分）とは、令和 6 年に支給した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和 5 年所得等を基にした推計額（令和 6 年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和 6 年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和 6 年分の推計所得税額又は令和 6 年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として 1 万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和 6 年の所得税（推計）及び令和 6 年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

支 給 方 法	口座振込
支 給 口 座	
支 給 額	万円
※セキュリティ保護のため、口座番号は下 3 桁のみ印字しています。	

定額減税補足給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和 7 年の所要額	令和 6 年分 所得税分の 控除不足額 (①) 円	令和 6 年度分 住民税所得割分の 控除不足額 (②) 円	控除不足額計 (③) (① + ②) 円
		+	=
			↓
			令和 7 年の所要額 (④) (上記③を 1 万円単位に切上げ) 万円
注) 「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			
支給額	令和 7 年の 所要額 (④) 万円	調整給付金 (当初給付分) 支給額 (令和 6 年) 万円	定額減税補足給付金 (不足額給付分) 支給額 万円
		-	=

下記のいずれかに該当する場合は、令和 7 年 9 月 1 0 日（水）までに下記お問い合わせ先までご連絡ください。必要書類を送付いたします。

ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

- 本給付金を受給しない場合
- 振込口座を変更する場合
- 各数値について重大な相違を認める場合

お問い合わせ先
〒 9 9 1 - 8 6 0 1
山形県寒河江市中央一丁目 9 番 4 5 号
寒河江市不足額給付コールセンター
0 2 3 7 - 8 4 - 6 1 3 1

定額減税補足給付金(不足額給付分)受給辞退の届出書

寒河江市長 様

市受付印

私は、「定額減税補足給付金(不足額給付分)」の受給について辞退することを、ここに届け出ます。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名(署名)

届出者連絡先

()

定額減税補足給付金(不足額給付分)支給口座登録等の届出書

寒河江市長 様

市受付印

1. 私は、下欄の事項に誓約・同意の上、「定額減税補足給付金(不足額給付分)」の支給を希望する口座情報を、ここに届け出ます。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名(署名)

届出者連絡先 ()

2. 新規振込先指定口座

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名					支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連					本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード					支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

代理人が届出・受給する場合は、下記の【代理届出・受給を行う場合】に記入してください。

【代理届出・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所			
	代理人氏名							
					男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒	一
					電話 ()			
上記の者を代理人と認め、定額減税補足給付金(不足額給付分)の					本人氏名	署名		
届出・請求								
受給								
届出・請求及び受給								
を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。								

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- ☐ 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年10月31日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に定額減税補足給付金(不足額給付分)が支給されないことに同意します。

提出書類

(1) 『定額減税補足給付金(不足額給付分)支給口座登録等の届出書』(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

(2) 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

(3) 『届出者本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 届出者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人） 確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる
通帳やキャッシュカードの写し）